

奈良県告示第二百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 御所特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 御所市内の古瀬山山頂を起点として、同所から東進しヤ谷源流に至り、同所から同谷を東進し、J R和歌山線の軌道との交点に至り、同所からJ R和歌山線を南進し、J R吉野口駅に至り、同所から奥の谷を西進し、尾根に至り、同所から同尾根を北進して起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

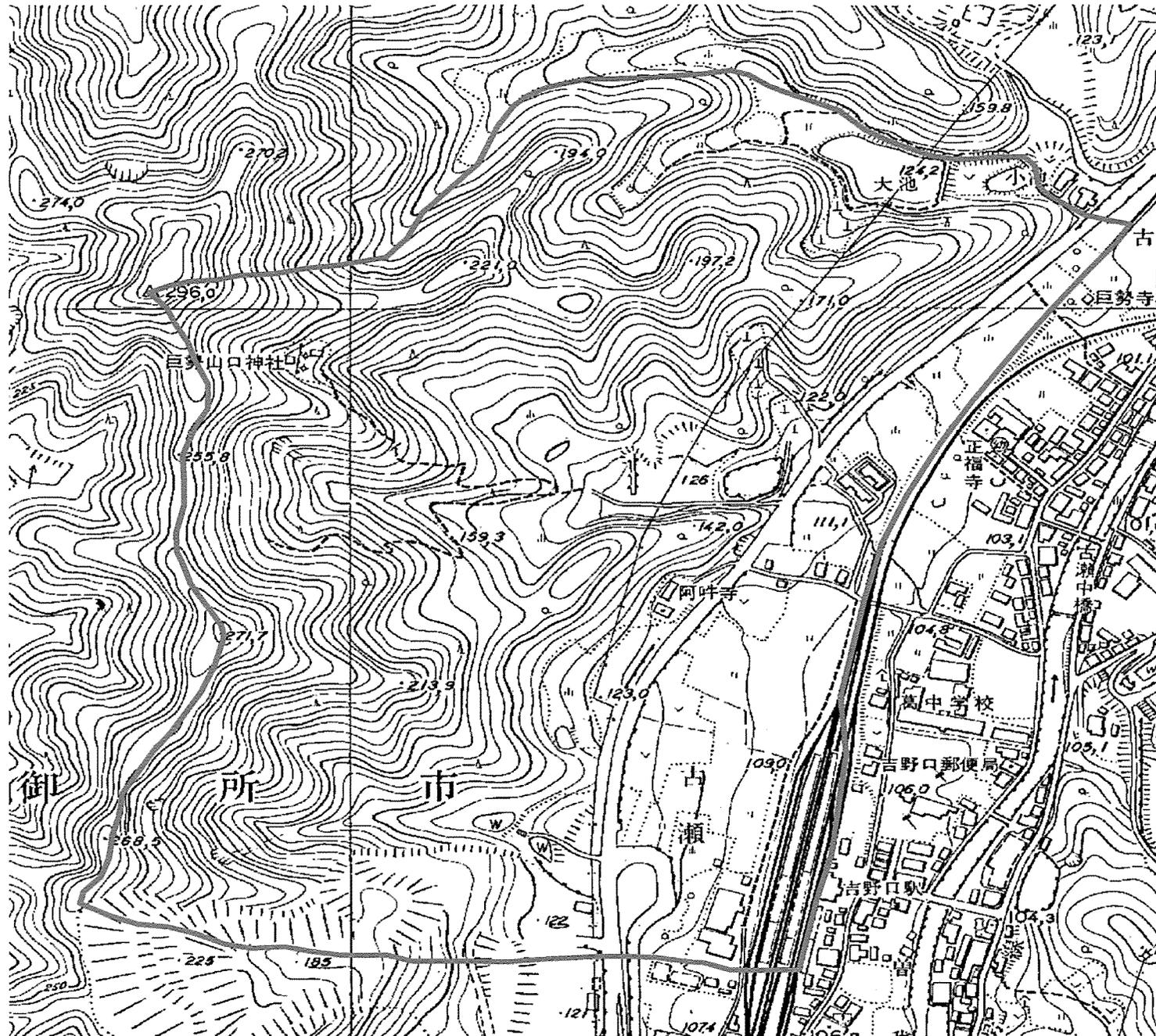
三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

一 名称 栗阪、鳥井戸、小殿特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 御所市内の大字栗阪と大字朝町の字界と朝町川との交点を起点とし、同所から下流へ北西進し、市道葛城八八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道小殿栗阪線との交点に至り、同所から葛城川に沿って南進し、大字鳥井戸と大字五百家の字界との交点に至り、同所から同字界を南東進し、さらに北進、南東進、北東進、後に北西進し、大字鳥井戸と大字五百家及び大字朝町の字界との交点に至り、同所から大字鳥井戸と大字朝町の字界を北進し、大字鳥井戸と大字栗阪及び大字朝町の字界との交点に至り、同所から大字栗阪と大字朝町の字界を東南東進し、北北東進し起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

別紙第一図



御所特定猟具使用禁止区域(銃)

別紙第二図



栗坂、鳥井戸、小殿
特定猟具使用禁止区域(銃)